

五所川原市発注の建設工事における配置技術者の取扱について（概要）

平成 31 年 4 月  
五所川原市総務部管財課

市では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者、工事現場の運営及び取締りをつかさどる者として現場代理人の設置を求めています。その取扱については下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 建設業法における技術者制度（平成 28 年 6 月 1 日改正）

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計(※1)	4,000 万円以上	4,000 万円未満	4,000 万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級国家資格者</li> <li>・ 指定建設業(※2)の場合は、大臣特別認定者（法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上））</li> <li>・ 指定建設業以外の場合は、実務経験者（法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級、2 級国家資格者</li> <li>・ 実務経験者（法第 7 条第 2 号イ又はロ該当）</li> </ul>	
技術者の現場専任	公共性のある請負金額 3,500 万円以上の工事(※3)		

(※1) 建築一式工事の場合 6,000 万円

(※2) 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の 7 業種

(※3) 建築一式工事の場合 7,000 万円

## 2 市発注工事における技術者の設置

### (1) 営業所の専任技術者の工事現場への設置

市発注工事の主任技術者又は監理技術者については、上記1の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額未満の専任を要しない工事であっても、営業所の専任技術者の工事現場への設置は認めないこととします。

### (2) 技術者等の兼務要件の概要

	兼務できる要件	専任を要しない期間	雇用の要件
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同現場の追加工事を同一業者が随契</li> <li>・追加工事を施工中の業者が落札</li> <li>・分割発注工事を同一業者が落札</li> <li>・おおむね10km以内の近接工事</li> <li>・災害等緊急を要する工事</li> </ul> 上記いずれかに該当する場合 ○兼務できる工事は3件まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約後、現場施工に着手するまでの期間</li> <li>・全面的に一時中止している期間</li> <li>・工場製作のみが行われている期間</li> <li>・検査が終了し、後片付けのみが残っている期間</li> </ul>	3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係
(専任を要する) 主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同現場の追加工事を同一業者が随契</li> <li>・追加工事を施工中の業者が落札</li> <li>・分割発注工事を同一業者が落札</li> <li>・おおむね10km以内の近接工事</li> <li>・災害等緊急を要する工事</li> </ul> 上記いずれかに該当する場合 ○兼務できる工事は2件まで		
監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同現場の追加工事を同一業者が随契</li> </ul>		

注1 専任が必要な工事とは、公共性のある請負金額3,500万円以上の工事（建築一式工事の場合7,000万円）です。

注2 主任技術者又は監理技術者は当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。（ただし、低入札価格調査基準価格を下回って契約となった工事の場合は除きます。）

注3 同現場の追加工事を同一業者が随意契約した工事は、低入札価格調査基準価格を下回って契約となった工事との兼務を認めます。